

霧島市新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する国民健康保険傷病手当金の支給に関する条例の一部改正について

霧島市新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する国民健康保険傷病手当金の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

令和3年6月4日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する国民健康保険傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例

霧島市新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する国民健康保険傷病手当金の支給に関する条例（令和2年霧島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正により、新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に「新型インフルエンザ等感染症」として位置付けられたことから、本条例の所要の改正をしようとするものである。